

平成25年3月遠野市議会定例会会議録（第5号）

平成25年3月15日（金曜日）

議事日程 第5号

平成25年3月15日（金曜日）午後2時開議

- 第1 議案第9号 遠野市総合食育センター条例の制定について
- 第2 議案第10号 遠野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第3 議案第11号 遠野市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 第4 議案第12号 遠野市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 第5 議案第13号 遠野市情報公開条例及び遠野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第14号 遠野市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第15号 遠野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第16号 遠野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第17号 遠野市営駐車場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第18号 遠野市障害者自立支援法施行条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第19号 遠野市民センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第20号 遠野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第21号 岩手中部広域行政組合規約の一部変更の協議について
- 第14 議案第22号 遠野市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の取扱事務及び取扱事務を取り扱う期間の変更について

- 第15 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第16 議案第24号 平成25年度遠野市一般会計予算
- 第17 議案第25号 平成25年度遠野市国民健康保険特別会計予算
- 第18 議案第26号 平成25年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第19 議案第27号 平成25年度遠野市介護保険特別会計予算
- 第20 議案第28号 平成25年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 第21 議案第29号 平成25年度遠野市農業集落排水事業特別会計予算
- 第22 議案第30号 平成25年度遠野市下水道事業特別会計予算
- 第23 議案第31号 平成25年度遠野市水道事業会計予算
- 第24 請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を求める請願
- 第25 請願第2号 消費税増税に反対する請願
- 第26 放射能汚染対策調査特別委員会の報告について
- 第27 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第28 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第29 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 第31 放射能汚染対策調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 第32 発議案第4号 地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書の提出について
- 第33 発議案第5号 「生活保護基準の引き下げをしないこと」を求める意見書の提

出について
第34 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 1 日程第1 議案第9号遠野市総合食育センター条例の制定についてから、
日程第23 議案第31号 平成25年度遠野市水道事業会計予算まで。
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 2 日程第24 請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を求める請願
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 3 日程第25 請願第2号 消費税増税に反対する請願
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 4 日程第26 放射能汚染対策調査特別委員会の報告について
(委員長報告)
- 5 日程第27 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 6 日程第28 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 7 日程第29 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 8 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 9 日程第31 放射能汚染対策調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 10 日程第32 発議案第4号 地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書の提出についてから
日程第33 発議案第5号 「生活保護基準の引き下げをしないこと」を求める意見書の提出についてまで。
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 12 日程第34 議員の派遣について
- 13 閉 会

出席議員 (20名)

- 1 番 萩 野 幸 弘 君

- 2 番 瀧 本 孝 一 君
- 3 番 多 田 勉 君
- 4 番 菊 池 由 紀 夫 君
- 5 番 佐々木 大 三 郎 君
- 6 番 菊 池 巳 喜 男 君
- 7 番 照 井 文 雄 君
- 8 番 荒 川 栄 悦 君
- 9 番 菊 池 充 君
- 10 番 瀧 澤 征 幸 君
- 11 番 小 松 大 成 君
- 12 番 織 笠 孝 之 君
- 13 番 菊 池 邦 夫 君
- 14 番 菊 池 民 彌 君
- 15 番 佐々木 讓 君
- 16 番 多 田 誠 一 君
- 17 番 安 部 重 幸 君
- 18 番 石 橋 達 八 君
- 19 番 浅 沼 幸 雄 君
- 20 番 新 田 勝 見 君

欠席議員

な し

事務局職員出席者

- | | | |
|---------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 宮 田 | 実 君 |
| 次 長 | 沖 舘 | 讓 君 |
| 主 査 | 伊 藤 | 慎 君 |

説明のため出席した者

- | | | |
|----------------------------|-----|---------|
| 市 長 | 本 田 | 敏 秋 君 |
| 副 市 長 | 及 川 | 増 徳 君 |
| 経営企画部長 | 菊 池 | 武 夫 君 |
| 総 務 部 長 | 菊 池 | 保 夫 君 |
| 健康福祉部長 | 萩 野 | 優 君 |
| 健康福祉部
包括支援担当部長 | 山 尾 | 幸 司 郎 君 |
| 健康福祉部保健医療担当部長 | 菊 池 | 永 菜 君 |
| 産業振興部長兼
SL停車場プロジェクト推進室長 | 鈴 木 | 惣 喜 君 |
| 農 林 畜 産 部 長 | 大 里 | 政 純 君 |
| 環 境 整 備 部 長 | 立 花 | 恒 君 |
| 遠野文化研究センター部長 | 小 向 | 孝 子 君 |

市民センター所長	細	越	勉	君
子育て総合支援センター所長	谷	地	孝	敏
子育て総合支援センター付担当部長	三	嶋	邦	明
教育部長	飛	内	雅	之
宮守総合支所長	多	田	博	子
消防長	千	葉	一	見
教育委員会委員長	似	内	宏	和
教育長	藤	澤	俊	明
選挙管理委員長	藤	村	正	子
代表監査委員	佐	藤	サ	ヨ
農業委員会会長	北	湯	口	進

午後2時00分 開議

○議長（新田勝見君） 御苦労さまでございます。これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（新田勝見君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

予算等審査特別委員長から委員会審査報告書が、総務常任委員長及び教育民生常任委員長から請願審査報告書が、放射能汚染対策特別委員長から放射能汚染対策調査特別委員会報告がそれぞれ提出されておりますので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長及び放射能汚染対策調査特別委員長から、閉会中の委員会の継続調査申出書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、発議案2件が提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、議員の派遣についての資料をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第9号遠野市総合食育センター条例の制定についてから、

日程第23 議案第31号平成25年度遠野市

水道事業会計予算まで。

○議長（新田勝見君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第9号遠野市総合食育センター条例の制定についてから、日程第23、議案第31号平成25年度遠野市水道事業会計予算までの23件を一括議題といたします。

各案件に関し、委員長の報告を求めます。予算等審査特別委員長菊池巳喜男君。

〔予算等審査特別委員長菊池巳喜男君登壇〕

○予算等審査特別委員長（菊池巳喜男君） 平成25年3月遠野市議会定例会の予算等審査特別委員長としての報告をいたします。

本委員会に付託された案件中、3月8日及び3月11日から14日までの5日間で審査をいたしました議案第9号から議案第31号までの23件について、審査の経過と結果について、報告をいたします。

審査の中で、議案第9号では、地場農産物の利用拡大のための取り組み状況について、総合食育センターの職員体制などについて、議案第10号では、新型インフルエンザ等が発生した場合の市民の対応方法などについて、議案第11号では、条例制定による地方交付税等の収入への影響などについて、議案第15号では、入居者資格の範囲の緩和による市営住宅入居対象者数の増減について、議案第16号では、都市公園等の設置基準について、議案第19号では、中学校再編成に伴い廃止される中学校の校舎の管理と使用のあり方について、議案第24号では、歳入においては、9款地方交付税では、対前年度比で減収となる要因について、12款使用料及び手数料では、市営牧野使用料の内容などについて、19款諸収入では、ホームページ広告掲載収入及び広報とおの広告掲載収入の積算根拠などについて、20款市債では、市債と財源確保のあり方について、歳出においては、1款議会費では、議会広報印刷業務の入札の基本的な考え方などについて、2款総務費では、市の職員体制のあり方について、地域活動専門員の配置の考え方について、地区センターの位置づけと人員配置

について、総合交通対策としてのスクールバス
空き時間の運行について、遠野市認定農業者協
議会被災農地再生事業費の内容などについて、
3款民生費では、社会福祉法人指導監査事務費
の内容について、シルバー人材センターの運営
状況について、地域が家族いつまでも元気ネッ
トワーク事業の平成25年度の特徴について、福
祉関係者の人財育成とマンパワーの確保などにつ
いて、4款衛生費では、市内河川の環境整備
について、遠野東中学校・遠野西中学校太陽光
発電システムについて、各種健診後の市民への
フォローなどについて、5款労働費では、若者
の出会いの創出について、食材取扱事業者支援
サイト運営業務などについて、6款農林水産業
費では、耕作放棄地の解消状況について、農林
水産振興協議会の効果的な運営について、「い
わてっこ」増産のための対策について、わさび
振興のための取り扱いについて、青年就農給付
金事業費などについて、7款商工費では、SL
停車場プロジェクト推進事業費などについて、
8款土木費では、都市計画マスタープラン策定
の進め方などについて、9款消防費では、自主
防災組織への支援などについて、10款教育費で
は、宮守中学校の夜間照明とグラウンドネット
の整備などについて、総括質疑では、新年度予
算の編成タイトルである「託された責任を未来
につなぐ予算」の意味などについて、議案第25
号では、一般会計からの繰入金算定基準につ
いて、国民健康保険事業財政調整基金の適正な
残高などについて、議案第27号では、介護保険
料納付方法による税申告の際の社会保険料控除
の取り扱いの違いなどについて、議案第28号で
は、赤羽根スキー場へのケーブル敷設などにつ
いて、議案第31号では、アスベスト検査業務委
託料の内容などについて、活発な質疑が交わさ
れました。

討論では、議案第9号において、賛成討論が
あり、審査の結果、議案第9号から議案第31号
までは、全員の賛成をもって、原案のとおり可
決されました。

本委員会は、議長を除く全員で構成された特

別委員会でありますので、概要の報告にとどめ、
審査の詳細については省略させていただきます。

以上、委員各位の御協力に感謝を申し上げ、
委員長報告といたします。

○議長（新田勝見君） これより委員長報告に
対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑
を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論
を終結いたします。

これより、議案第9号から議案第31号までの
23件を一括して採決いたします。各案件の委員
長報告は可決であります。各案件は、委員長報
告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全
員であります。よって、議案第9号から議案第
31号までの23件については、委員長報告のと
おり決定いたしました。

日程第24 請願第1号「生活保護基準の 引き下げはしないこと」の意見書提出 を求める請願について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第24請願第
1号「生活保護基準の引き下げはしないこと」
の意見書提出を求める請願についてを議題と
いたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。教
育民生常任委員長菊池巳喜男君。

〔教育民生常任委員長菊池巳喜男君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池巳喜男君） 去る
3月1日、開会された平成25年3月遠野市議会
定例会において、教育民生常任委員会に付託さ
れました請願第1号生活保護基準の引き下げは
しないことの意見書提出を求める請願について
の審査結果を報告いたします。

3月5日、当常任委員会を開催し、審査をい

たしました。その結果、請願項目第1項生活保護基準の引き下げはしないこと及び請願項目第3項生活保護費の国庫負担は、現行の75%から全額国庫負担にすることについては了としましたが、請願項目第2項生活保護の老齢加算を復活することについては、平成24年4月に生活扶助の老齢加算の廃止を内容とする生活保護法による保護の基準の改定が違法であるとした福岡高等裁判所の判断に違法があるという最高裁の判決が出されており、司法上も老齢加算の廃止は認められたと考えられることから、老齢加算の復活は現実的に難しいと判断し、不採択といたしました。よって、本請願については一部採択といたしました。

以上であります。

○議長（新田勝見君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。請願第1号生活保護基準の引き下げはしないことの見解書提出を求める請願に対する委員長報告は一部採択であり、項目別に採決いたします。

請願項目第1項生活保護基準の引き下げはしないことに対し、委員長報告は採択であります。本項は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 起立多数であります。よって、請願項目第1項は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、請願項目第3項生活保護費の国庫負担は、現行の75%から全額国庫負担にすることに対し、委員長報告は採択であります。本項は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 起立多数であります。よって、請願項目第3項は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、請願項目第2項生活保護の老齢加算を復活することに対し、委員長報告は不採択であります。よって、請願項目について採決いたします。請願項目第2項を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立少数であります。よって、請願項目第2項は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

日程第25 請願第2号消費税増税に反対する請願について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第25、請願第2号消費税増税に反対する請願についてを議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長菊池民彌君。

〔総務常任委員長菊池民彌君登壇〕

○総務常任委員長（菊池民彌君） 去る2月28日に開会された平成25年3月遠野市議会定例会において、総務常任委員会に付託されました請願第2号消費税増税に反対する請願についての審査結果を報告いたします。

3月5日、当常任委員会を開催し、審査をいたしました。その結果、全会一致をもって不採択と決定したところであります。以下、不採択理由を御説明いたします。

憲法第25条においては、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国は全て生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと謳われております。

今後も、この社会保障制度を維持するためには、国債に頼らないしっかりとした財源の確保が必要であります。国では、2013年度の実質経済成長率を2.5%とする見通しを打ち出しており、今後これらの経済動向を見極めた上での増

税という考え方もありますが、今後も続くであろう少子高齢化を考えた場合、財源確保のための消費税率の引き上げは、避けては通れないものと判断いたします。その結果、当委員会として全会一致をもって不採択と決定いたしました。以上であります。

○議長（新田勝見君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。11番小松大成君。

〔11番小松大成君登壇〕

○11番（小松大成君） 消費税増税に対し反対する請願に対する賛成討論を行いたいと思います。

私は、ただいま議題となりました消費税増税に反対するよう国に意見書を送付する請願に賛成する立場から討論を行います。

本請願は、政府が社会保障のためという口実で強行した消費税の増税、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えるとして、国に増税をやめるよう意見書の採択、送付を求めるものであります。

消費税は、2014年4月に8%に、さらに、2015年10月から10%に引き上げることになっています。これが実施されれば、国民全体で13.5千億円、4人家族で1年間に17万円もの大增税になります。

構造改革の政治のもとで、かつてない負担増と社会保障の切り捨てが行われた結果、国民の暮らしはますます困難を増しています。勤労者の所得は、1997年をピークに下がり続けて、不安定雇用のもとで年収200万円以下の労働者は1,000万人を超え、生活保護受給者も2,010万人を超え、過去最高を更新しています。また、価格に消費税を転換できないという中小企業者が過半数を超えています。市内経済の後退は、遠野市の財政にも否定的な影響を及ぼします。

日本共産党遠野市委員会が行った市民アンケートにも、年金から介護・高齢者医療保険が

引かれ、月3万9,000円しかなく、75歳になった今でも働かなければならない、国のことも考えなければと思うが、自分の生活が苦しくなるので消費税増税をやめてほしいと、売り上げが減る一方で、消費税や税金に追われる生活が苦しい、今でも無理なのにさらに増税では商売はやっていけない、そんなに財源がなくて困っているなら消費税を上げるのではなく売金を減税と政党助成金をやめてほしいなど、消費税増税で暮らしや営業が成り立たないという悲鳴の声や絶対に許せないという怒りの声が寄せられています。

東日本大震災の被災者は、いまだに住む家も定まらず、仮設住宅や遠隔地での避難生活を強いられており、生活となりわいの再建の見通しを持っていない方が数多くいます。政府は、昨年9月で、被災者に対する医療・介護の自己負担免除を冷酷にも打ち切りましたが、その上、消費税の増税を押しつけることは、被災者にも耐えがたい苦難を押しつけるものです。

日本経済は、この10年以上の長期にわたって経済が低迷しています。その一番の原因は、国民の個人消費が冷え込んだまま回復せず、内需が低迷したままになっていることです。どの民間シンクタンクも、消費税増税によって個人消費がさらに落ち込み、国内消費が縮小すると予想して、7割の企業が業績に悪影響を及ぼすといった懸念を示しています。

国民生活をさらに困難にし、経済を悪化させる消費税増税は実施すべきではありません。戦後確立された税の民主的あり方は、負担は所得に応じてというのが原則です。低所得者ほど負担の重い消費税は、庶民いじめの税制にはなりません。今の日本はかつてなく所得の格差が広がっている社会になっています。この点から見ても、消費税増税は絶対に実施するべきではありません。

不安定雇用の正規化、大企業と下請け企業の公平な取引ルールの確立など、2,260兆円に上る大企業の内部留保を経済に還流させる政策を実行することや大型開発、原発推進、政党助成

金などの財政の無駄を削減するとともに、大企業が大金持ちへの行き過ぎた減税をただし、応能負担の原則になって税制を抜本的に見直すことです。

この請願は、常任委員会では不採択のようがあります。今でも消費税に苦しんでいる市民の立場に立ったものとは言いがたく、甚だ残念と言わざるを得ません。

以上、消費税増税をやめるように国に意見書を送付する請願への賛成討論といたします。

○議長（新田勝見君） ほかに討論ありませんか。10番瀧澤征幸君。

〔10番瀧澤征幸君登壇〕

○10番（瀧澤征幸君） 私は、消費税増税に反対する請願に反対する立場で討論したいと思います。

日本の借金、現在1,000兆にも及ぶ状況になっております。この額というのは、1世帯当たり直しますと約1,800万円ほどになると言われております。こういった状況、それから長いデフレが続いていると。そこで、国は、社会保障と税の一体改革を進めながら、これまで日本経済の復興を目指して頑張ってきました。

経済財政諮問会議において、御承知のとおり、10年、あるいは15年後には、消費税このまま行きますと20%近くも上げなければならない状況だということは、皆さん御承知のとおりだと思います。経済成長率、名目3%、実質2%に向けて、今、国は動き出したばかりであります。これ以上の先送りをするわけにはいかないということでもあります。

さきの政府与党民主党の党首は、政治生命をとおしてこの消費税の増税をどうしても決定したいということから働きかけて、三党合意の中でこの消費税の増税が決定した次第であります。国民の1人として、私はこの決定を、やはり重く受けとめるべきだと思います。そういったことから、もう後戻りではなく、一步を進めるときに来ていると思います。

そういった意味で、この消費税増税に反対する請願に反対する立場での討論を終わります。

○議長（新田勝見君） ほかに討論ありませんか。12番織笠孝之君。

〔12番織笠孝之君登壇〕

○12番（織笠孝之君） 私は、請願に対して賛成するものでございます。

今の全国的な経済情勢を見ても大変厳しい状況にあります。そういう中で、遠野市民、あるいは県内の状況を見ましても、消費税、賛成するわけにはいかない状況でございます。やはり、市民生活を、やっぱり我々が守ってやらなければならないだろうと、私は思います。

そういう中で、国も政策がとってるように見えますが、本来であればもう少し国政の議員も定数削減、給料削減と言っておるんですが、こういった状態も決めないで消費税を上げるというのはいかがなことかなと、私は思います。ですから、そういった部分をきちっと整理されて、経済情勢が、デフレが本当に脱却して、その経済成長がする状況になれば、それはまた別としても、今の状況であれば、せっかくのデフレ脱却がデフレ脱却でなく沈んでしまいます。

そういう意味からも、私は今回の請願を賛成するものであります。

○議長（新田勝見君） ほかにありませんか。15番佐々木譲君。

〔15番佐々木譲君登壇〕

○15番（佐々木譲君） 消費税増税に反対する請願書に賛成する立場で、討論に参加いたします。

先ほど来、同僚議員がさまざまな意見を、思慮を申し述べて賛成や反対の立場を表明されました。私は難しいことはいいません。一言で、腹が立って、腹が立ってどうしようもないのです。それは、新政権が発足した途端、大企業といわれる何兆円という決算をする企業の5%減税を実行し、国内の景気を回復させなければならないと、こう表明しました。大企業のその5%減税が、本当に国内に出回るのでしょいか。皆さん御存じのとおり、大企業は利潤を外国に求めて、どんどん企業の子会社を外国に展開し、税制をくぐり抜け、利潤をむさぼり続けており

ます。それを増長するような政策を掲げ、その裏返しに消費税増税を提案してまいりました。

富める者が富み、貧しき者がますます貧しくなるような、この消費税増税には断固反対することを表明するものであります。

○議長（新田勝見君） ほかに討論ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採択いたします。本請願に対し、委員長報告は不採択であります。よって、請願について採決いたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立少数であります。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

日程第26 放射能汚染対策調査特別委員会の報告について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第26、放射能汚染対策調査特別委員会の報告についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。放射能汚染対策調査特別委員長多田誠一君。

〔放射能汚染対策調査特別委員長多田誠一君登壇〕

○放射能汚染対策調査特別委員長（多田誠一君）

それでは、放射能汚染対策調査特別委員会の活動報告をいたします。

本委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染により、本市における農・畜・林業被害による市民に与える影響を市政の重要課題であると捉え、チェック機関という役割と市民の民意の反映という役割を十分に果たすことを目的に、平成24年3月8日から、平成25年3月31日までの期限で設置されました。

本委員会は、議長を除く全議員で構成され、委員長に不肖私が、副委員長に荒川栄悦君が互選され、本委員会の円滑な運営を図るため幹事会を設置し、幹事に正副委員長のほか、各会派

から代表1人の3人が選出されたところであります。

これまで、特別委員会を9回、幹事会を2回開催し、岩手県市議会議長会へ放射性物質の早急な汚染対策の実施についてを、全県挙げて取り組むよう要望書の提出を行ったり、一関市の公共牧場の汚染作業の状況や課題等、市当局担当者と一緒になって調査をしてまいりました。また、市当局で開催している放射性物質による畜産物被害連絡会に出席し、関係団体からも意見や情報を収集したところであります。

市当局担当部署の放射性物質の除染等の取り組みに誠意努力されていることに敬意を表したいと思います。しかし、放射線に汚染された農林業系副産物（汚染牧草であります）の焼却処分や牧草地の除染作業には4年から5年の期限を要することになっております。さらに、原木シイタケのほだ木の処理方針、農産物の安全・安心の確保、風評被害への対策、東京電力からの損害賠償の支払いが本市で請求しているのにもかかわらず行われていないなど、いまだに多くの課題が残されております。

本委員会は、設置の趣旨に沿って、平成25年度以降に実施される放射能汚染対策等についても、我々議員の任期最終日である平成26年10月31日まで継続調査が必要との結論に至りました。つきましては、会議規則第110条の規定に基づきまして、本委員会の活動内容を別紙のとおり報告いたします。

なお、報告書の詳細内容の説明については省略させていただきます。

以上で、本委員会の報告といたします。

日程第27 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第27、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の

申し出がありました。

お諮りいたします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第28 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第28、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第29 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第29、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第30、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第31 放射能汚染対策調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第31、放射能汚染対策調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

放射能汚染対策調査特別委員長から所管事項につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておきました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。放射能汚染対策調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、放射能汚染対策調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第32 発議案第4号地方固有の財源
である地方交付税制度の堅持を求める
意見書の提出について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第32、発議案第4号地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。15番佐々木譲君。

〔15番佐々木譲君登壇〕

○15番（佐々木譲君） 地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書について御説明いたします。

平成25年度地方財政対策については、通常収支分の地方交付税について、出口ペースで17.1兆円を確保することが決定された。

今回の決定においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げが行われたこと、地方交付税の別枠加算が確保されたことなど、評価するものである。

しかしながら、緊急経済対策や大胆な「15カ月予算」の円滑かつ迅速な実行により、国と地方が協働して地方経済の活性化に取り組もうとしている一方で、この10年あまりの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減したことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けるものである。

また、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも、極めて問題である。

そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意志に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきでない。

よって、以下の事項について強く要望する。

1つ、国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方向的に削減する今回のような措置を行わないこと。2、本来、給与は地方公務員法により個々の自治体の条例に基づき自主的に決定されるものであり、その自主性を侵さないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年3月15日、岩手県遠野市議会議長新田勝見、内閣総理大臣安倍晋三、内閣官房長官菅義偉、財務大臣麻生太郎、総務大臣進藤義孝様などに提出するものであります。

○議長（新田勝見君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立多数であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第4号

地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書の提出について
遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年3月12日

遠野市議会議長 新田 勝見 様

提出者 遠野市議会議員 佐々木 謙

賛成者 遠野市議会議員 菊池 充

提案理由

地方との十分な協議を経ないまま地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減するような措置を行わないこと及び地方公務員の給与にかかる自治体の自主性を侵さないことを求める意見書を提出しようとするものである。

地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書

平成25年度地方財政対策については、通常収支分の地方交付税について、出口ペースで17.1兆円を確保することが決定された。

今回の決定においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げが行われたこと、地方交付税の別枠加算が確保されたことなど、評価するものである。

しかしながら、緊急経済対策や大胆な「15カ月予算」の円滑かつ迅速な実行により、国と地方が協働して地方経済の活性化に取り組もうとしている一方で、この10年あまりの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減したことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けるものである。

また、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも、極めて問題である。

そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な

知見を踏まえつつ、議会や住民の意志に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきでない。

よって、以下の事項について強く要望する。

記

1 国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を行わないこと。

2 本来、給与は地方公務員法により個々の自治体の条例に基づき自主的に決定されるものであり、その自主性を侵さないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見 提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 進藤 義孝 様

日程第33 発議案第5号「生活保護基準の引き下げをしないこと」を求める意見書の提出について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第33、発議案第5号「生活保護基準の引き下げをしないこと」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。教育民生常任委員長菊池巳喜男君。

〔教育民生常任委員長菊池巳喜男君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池巳喜男君） 発議案第5号「生活保護基準の引き下げをしないこと」を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

生活保護制度は国が全額責任を持って保障す

べきであり、また生活保護基準の引き下げは、受給者の暮らしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度にも影響することから、生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書を地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣ほか、関係大臣に提出するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新田勝見君） これより質疑を許しません。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立多数であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第5号

「生活保護基準の引き下げをしないこと」を求める意見書の提出について
遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年3月12日

遠野市議会議長 新田 勝見 様

提出者 遠野市議会教育民生常任委員会
委員長 菊池 巳喜男

提案理由

生活保護基準の引き下げは、受給者の暮らしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度にも影響することから、生活保護基準の引き下げをしないこと

などを求める意見書を提出しようとするものである。

「生活保護基準の引き下げをしないこと」を求める意見書

国は、現在、生活保護基準切り下げを含めた政府予算案を確定する作業を進めているが、生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの暮らしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度にも影響する。

国民生活の最低保障水準の土台をなす生活保護制度は、国が全額責任を持って保障すべきであり、生活保護基準の引き下げをしないことを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見
提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

総務大臣 進藤 義孝 様

日程第34 議員の派遣について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第34、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しております資料のとおり、平成25年度岩手県市議会議長会定期総会のため、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、平成25年度岩手県市議会議長会定期総会に議員を派遣することに決しました。

閉 会

○議長（新田勝見君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、一言申し上げます。本年度をもって退職されます6名の部長の皆様をはじめ、退職職員の方々には、これまで長い間遠野市発展のため、何かと御活躍賜り、まことにありがとうございました。この場をお借りいたしまして心から感謝の意を表します。どうも御苦労さまでした。（拍手）

これにて本日の会議を閉じ、平成25年3月遠野市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時49分 閉会

